スウェーデンにおける労働統合型社会的企業

関西福祉大学 氏名 藤岡純一 (007072)

キーワード:スウェーデン、労働統合型社会的企業、社会的包摂

1. 研究目的

本報告の目的は、スウェーデンの労働統合型社会的企業についてその特徴と実態を明らかにすることである。スウェーデンは福祉国家として知られるが、NPO や協同組合も長い伝統があり、社会の基本的な構造に組み込まれている。社会的企業は 1990 年代から増加し始めた。

社会的企業とは、社会的な目的を持ちながら営業活動しているハイブリッドな組織である。その利益は社会的な目的のために再投資される。社会的企業としての位置づけは、日本より欧米で先行した。ヨーロッパでは参加的な枠組みのもとで、雇用や特定のケアサービスを提供するために設立された社会的協同組合や非営利組織を意味する。日本では、ソーシャル・ビジネスとして位置づけられ、社会性、事業性、革新性によって特徴付けられている。

社会的企業には2つのタイプがある。失業者や障がい者を教育訓練またはリハビリを行いながら労働統合していくタイプと、公的部門にサービスを供給するタイプである。スウェーデンでは前者の多くの企業もコミューン(市)や職業安定局などから委託を受けて活動している。

スウェーデンの労働統合型社会的企業は、2 重のビジネスというアイデアによって特徴づけられる。すなわち、その企業は労働訓練とリハビリテーションサービスを公的セクターに販売すると同時に、企業が生産した商品とサービスを市場で販売することである。

これらの企業で雇用訓練とリハビリを受けているのは、障がい者、薬物中毒であった人、 前犯罪者、傷病休業者、失業者、外国に背景を持つ人たちである。これらの人々をいかに 社会的に包摂していくかが課題となる。

2. 研究の視点および方法

社会的企業は社会的目的を持ちながら市場で商品・サービスを販売する民間の組織である。本報告では、福祉国家スウェーデンにおける労働統合型社会的企業のあり方、とりわけコミューンとの関係について焦点を当てる。

このために、スウェーデンの労働統合型社会的企業とそれに関わる中間支援組織や公的部門を訪問し聞き取りなどの実態調査を行った。

3. 倫理的配慮

一般社団法人社会福祉学会研究倫理指針(2010年4月1日施行)を遵守している。 調査を行った社会的企業などの名称とその調査内容について、すでに公表されているか、 公表されていない場合は学会等での公表の承諾を得ている。

4. 研究結果

スウェーデンにおける労働統合型社会的企業は着実に増加している。特に、2つのビジネス活動という表現で表されているように、財・サービスの市場への販売だけでなく、公的部門にリハビリや職業訓練サービスを販売していることが、その経済状態に安定性を与えている。公的部門へのサービスの販売等によって、労働者を雇い入れることができる。この労働者にはその社会的企業でリハビリや訓練を受けて、自立した労働者になった人も多い。

それらは創設からの年数も浅く小規模であるが、近年社会的企業同士が連携し合ったり、 親会社・子会社のような会社組織にしたりして、その限界を突破しようとしている。

本報告では、調査結果に基づいて具体的にその特徴と実態を明らかにする。

5. 考察

労働統合型社会的企業に役割は、3つの必要に基づいている。第1に、生産とサービスの市場における必要、第2に、リハビリと労働機会の社会的必要、第3に、個人にとっての労働の必要である。第2の社会的必要はコミューンと職業安定局などの公的部門が具体化して、社会的企業等で実現している。それによって、第1と第3の必要が充足されることになる。ここに、スウェーデンの福祉国家における労働統合型社会的企業と公的部門の相互関係が顕著に見て取れる。

注)本研究は、科学研究費平成 27 年度基盤研究 (c) 課題番号 15KO4003「スウェーデンにおける福祉国家型社会的企業についての研究」における成果である。

参考文献:藤岡純一(2016)『スウェーデンにおける社会的包摂の福祉・財政』中央法規